

『防火対策自主チェックリスト』(防火管理者の選任義務がある建物)

新型コロナウイルス感染症の影響により、以前とは違った事業形態となっている場合がありますので、特に次の事項についてチェックしていただき、火災予防を心がけていただきますようお願いいたします。

1. 施設管理者の責任等

①防火管理者の届出など



- 防火管理者の届出は行っていますか？
- 防火管理再講習は、定められた期間内に受講していますか？（ 年 月 日）
- 休日、夜間の防火管理者不在時の代理者を定めていますか？

②防火対象物点検の実施・報告等 ※1



- 防火対象物点検資格者に、必要な点検を実施させ、消防署長に報告していますか？
⇒直近の点検日（ 年 月 日）
⇒直近の報告日（ 年 月 日）
- 不備事項を早急に改修していますか？

③消防用設備等点検の実施・報告



- 消防用設備等の点検を実施させ、消防署長に報告していますか？
⇒直近の点検日（ 年 月 日）
⇒直近の報告日（ 年 月 日）
- 不備事項を早急に改修していますか？

④避難上必要な施設等の管理



- 防火設備の作動状況等を建築士等に調査させるなど、自主点検を行っていますか？
⇒自主点検日（ 年 月 日）
- 不備事項を早急に改修していますか？

⑤防災物品の使用 ※2



- カーテン、布製ブラインド、じゅうたん等は、防災性能を有するものを使用していますか？
- 布製の家具類や寝具類についても、努めて防災製品を使用するようにしていますか？

⑥避難・誘導・搬送体制



- 避難経路図、標識掲示板等により、利用者等が避難する際に利用する施設を明示していますか？

⑦電気設備の保守点検



- 電気設備の保守点検に関する計画を策定していますか？
- 定期的に電気設備の保守点検を行っていますか？
⇒直近の点検日（ 年 月 日）

⑧その他（危険物の保安等）



- ガソリン、消毒用アルコール等の危険物、医療用の高圧酸素や引火性の高い物品等については、保管場所や保管量など特に安全管理体制に留意していますか？

※1 防火対象物点検が必要となる防火対象物は、収容人員が300人以上の特定防火対象物又は収容人員が30人以上、300人未満で、地階又は3階以上の階を飲食店、物品販売店等として使用し、当該部分から屋内階段が2以上設けられていない特定防火対象物などに限られます。
※2 防災物品の使用が義務となる防火対象物は、高層建築物、飲食店、物品販売店、病院、福祉施設、映画スタジオ、地下街などに限られます。

2. 防火管理者の責務等

①消防計画



- 消防計画を作成（又は変更）し、消防署長に届け出ていますか？
- 消防計画の届出日⇒（ 年 月 日）

②消火・通報・避難の訓練



- 訓練実施の際、あらかじめ消防署に通報していますか？
- 消防計画に従い、消防訓練をしていますか？
- 訓練で消防用設備等を取り扱っていますか？

③火気の管理と火元責任者



- 火元責任者等の防火管理業務従事者に対し、必要な指示を与えていますか？
- 給湯設備やボイラーの周囲は整理整頓されていますか？

3. 建築物の手続き等

①建築物の手続き等



- 増築、改築、間仕切りの変更等がありますか？
- 増改築等の際に、消防・建築・許認可機関に必要な申請や届出等を行っていますか？
- 申請や届出等が不要な場合でも、事前に相談・確認を行っていますか？